

藤井寺市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本市地域就労支援センターでは、職員が地域就労支援コーディネーターを兼務しており、雇用・就労に関する相談業務等を行っております。相談内容に応じて、各関係機関と調整・連携を行い、相談者の問題解決に努めてまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

「おおさか地域創造ファンド」を活用した大阪南河内地域活性化事業等、大阪府や大阪南河内地域中小企業支援センターなど関連機関と連携して地域活性化に取り組んでまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

本市雇用開発協会及び中小企業と関係の深い藤井寺市商工会と連携を図ることにより、安定的な雇用の拡充に対する企業の理解と啓発を図ってまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

本市就労支援センターにおきまして、各種情報の提供をしております。今後も、各関係機関と連携を行い、相談者の問題解決に努めてまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

平成20年度より新たに経済観光課を設置、課内に就労支援室を置き、関係各機関と連携をとりながら、雇用・就労に関する諸問題に取り組んでまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市商工会におきましては、中小企業大学校研修参加に際し受講料の一部助成を行っております。また商工会と共催で中小企業者に最新の情報を提供する経営セミナーを開催し、引き続き商工会等と連携をとりながら地域産業の振興に貢献するような人材を育成することに努めてまいります。

また、(財)藤井寺市勤労者互助会におきまして市内事業所や商店等で働く勤労者に対し福祉共済制度を実施することにより、勤労者の福祉増進と産業振興を図り、企業運営の手助けを行っております。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

平成20年度より新たに経済観光課を設置し、関係部課や関係団体等と連携して本市が有する地域資源のPRや観光関連事業を取り組むことにより、本市への観光客等を増やし、本市経済の活性化を図ってまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

CSR行政運営を推進するにあたり、行政のステークホルダー（利害関係者）である受託業者へはISO9000S・14000Sなどの品質保証・環境マネジメント、職員には政策を推進していくうえで能力開発、また、地域社会には地域住民との協働などの取り組みを行っております。

さらに、市は情報を開示することにより利害関係者からの信頼を得ながら、市民との協働を推

進しなければなりません。そのため、平成19年10月より公開にかかる手数料を廃止し、情報公開制度の利用促進を図るとともに、平成20年4月より視覚障害者にも対応した市ホームページを再構築し、市民等が手軽に市の情報を入手できるよう情報公開施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

今後は、市の行う事業と企業の社会貢献を効率よく融合させることに努め、社会的責任や法令遵守を十分に自覚し、行政サービスの充実や質の向上を図ってまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

平成20年度予算は、ここ数年のうちには財政再建団体の水準に近い赤字が見込まれるなかでの編成となり、厳しい財政状況をいかに改革していくのか、財政の健全化を最優先したものです。

公債費対策としては、費用対効果をもとに事業の必要性を精査することにより、建設地方債を抑制しながら地方交付税の振替分である臨時財政対策債を発行資格見込額をもとに予算措置しております。いずれにいたしましても本市では、財源確保と世代間の負担の公平を図るため、償還元金を超える地方債の発行を避けて、借入残高の減少をめざしてまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

大阪府の「保健医療計画」に基づき、適正な地域医療の確保などの諸課題に対し意見調整を図っております。本市は南河内医療圏に属しており、9市町村において救急医療対策をはじめとして、夜間・休日診療、小児科・産科医療の課題について、広域で連携しながら取り組んでまいります。

また市立藤井寺市民病院においては、地域の中核病院としての役割を果たすために、平成18年5月に藤井寺市医師会との間に病診連携協議会を設置し、地域医療機関（診療所）と市民病院との医療連携について協議しているところです。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護相談員派遣事業として、介護相談員が本市内の介護保険施設を定期的に訪問して利用者やその家族の話聞き、利用者等の疑問や不満・不安を解消することで介護サービスの質的な向上を図っております。

藤井寺市介護保険事業者連絡会におきましては、定例的に会議を開催して情報交換や困難事例などの検討を行うとともに、総会開催時に研修を行い、質の向上を図っております。藤井寺市地域包括支援センターにおきましては、介護保険や権利擁護などの相談に対応しております。

高齢介護課の職員等が居宅介護支援事業者や介護サービス事業者を訪問してサービス提供に係る関係書類を提出させ、利用者のサービス利用形態を検証することにより、介護給付の適正化に努めております。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

藤井寺市地域包括支援センターでは、下記のネットワークの構築を展開しております。

- ・認知症地域資源ネットワーク構築事業として「認知症になってもいきいき暮らせる町ってええやん」を合言葉に「NICE(ナイス)！藤井寺」を展開しております。この事業の目的は、認知症高齢者とその家族を地域で支えるサポート体制づくりを行うことと認知症をキーワードにした地域づくりです。連絡会議構成機関は、藤井寺市高齢介護課・藤井寺市地域包括支援センター・藤井寺市社会福祉協議会・藤井寺保健所です。事業内容としては、認知症サポーターの養成、専門職のサポート・対応力の向上、「ナイスわが町ネット」の構築、認知症セミナーの開催や家族相談会の実施などです。
- ・医療従事者と介護専門員を中心に、介護従事者の連携を図ることを目的として「医療・ケアマネネットワーク連絡会」を展開しております。また、介護サービスのみならず地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合い等の多様な社会資源を有機的に結び付けることをめざしております。構成団体は、藤井寺市医師会・藤井寺市歯科医師会・藤井寺市薬剤師会・藤井寺市介護保険事業者連絡協議会・市内MSW(医療ソーシャルワーカー)・藤井寺市高齢介護課・藤井寺保健所・藤井寺市地域包括支援センターとなっております。活動内容は、各団体からのアンケートの報告やグループディスカッションによる意見交換などを行っています。
- ・地域包括支援センター運営委員会の構成メンバーとしては、保健福祉医療関係者・介護保険事業者・被保険者の代表者となっております。

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

シルバー人材センターを助成し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与しております。また老人福祉センターでは、健康で楽しく生き生きと暮らしたい高齢者の憩いの場としてお風呂や図書コーナーを備えており、地域の方との交流を深めることができ、各種クラブ活動にも参加していただけます。

一人暮らしなどで家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域の子どもたちと一緒に草花を植えたり手入れをすることによって、外に出ようとする意欲を取り戻してもらい元気になっていただく園芸福祉事業を実施しております。花や緑に触れることで五感が刺激され、老化の進行を防ぐとともに希望や生きがいをもっていただくことができ、寝たきり防止や認知症の予防に効果があると期待されています。

このほか、ゲートボール場を3ヶ所・グラウンドゴルフ場を1ヶ所設置し、健康の維持・増進や地域社会との交流を図っております。また、老人クラブ活動を推進することで、高齢者の健康維持・増進を図り、生きがいづくりの創出に寄与しております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とする。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

就労可能な被保護者が自立できるよう、職業安定所等と連携し就労支援事業を実施するとともに、就労相談や求人情報等の就労支援を専門的に行う就労支援員をさらに1名雇用して就労支援の体制の充実を図っております。また、面接相談員も引き続き雇用し、面接相談体制及びケースワークの充実を進め、生活保護の適正な運営及び自立支援の推進に努めております。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

毎月の広報紙に、保健所からのお知らせとしてH I V検査の実施曜日に関する記事を掲載し市民に対する周知を図っております。保健センターにおいても、ポスターの掲示やチラシの配布等の依頼に応えることで、市民などに対し感染予防のための啓発を行っております。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検

討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

平成17年3月に策定した「藤井寺市次世代育成支援行動計画」において、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、延長保育や病児保育などの子育て支援策の充実を盛り込んでおりますが、今後、これらの施策を計画に沿って進めてまいります。また市立保育所におきましても、地域の子育て家庭を支援するため保育所の園庭開放や「わんぱく広場」事業を実施するとともに、地域子育て支援拠点事業として新たに「つどいの広場」事業を実施し、地域子育て支援体制の強化に努めてまいります。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

市立保育所では、正規職員以外に嘱託・臨時職員を雇用しておりますが、平成20年度より正規職員を3名採用し、また嘱託・臨時職員の賃金の引き上げを行っております。職員研修につきましては、職員資質の向上・育成を目的として今後も実施してまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

放課後児童会の延長保育につきましては、利用者ニーズを受け、平成19年度より午後5時から午後6時5分まで時間延長し受け入れを行っております。平成20年度からは、新入生の受け入れを4月1日から早めて事業の充実を図ってまいります。

また、放課後児童会の運営上の問題についての正確な把握を行うため、各教室の問題点など担当課と全指導員が共有し解決できるよう放課後児童会定例会を毎月開催いたしており、今後も継続してまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくりにつきましては、平成19年10月より放課後子ども教室として市内7小学校のうち2校で週1回開催しております。平成20年度に1校増設を予定しておりますが、既設教室の反省等を踏まえ開設したいと考えております。

児童の通学時における安全確保を図るために、各小学校区で地域協力者・ボランティア等の「子どもの安全見守り隊」をはじめ区長会・防犯委員・民生委員・児童委員・更生保護女性会・青少年指導員やPTAの協力をいただいております。また、「子ども110番の家」の活動につきましては現在448軒の協力をいただいております。これらの活動を継続ならびに充実させていただくために種々検討を重ねてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする事。

(回答)

教育委員会では、学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、進路選択支援事業として電話相談や相談活動を行っております。また各中学校においては、進路説明会や個人懇談会の折に大阪府育英会奨学金制度等について保護者に説明を行っており、今後とも奨学金制度の周知を図ってまいりたいと思います。

また、就学援助の各費目中学用品費については国基準での給付を基準として給付しており、給食費については実費額を給付しております。このほか、宿泊を伴う校外活動費等については国基準の限度額を超える総額を給付しているなど、必要経費はほぼ満たしていると考えております。補助金の削減などでこの事業を維持していくのは困難になっているため、国の補助制度の拡充などを働きかけていきたいと考えております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市では、市民からの人権問題に関する相談に対応するため「人権悩みの相談室」を週に5回開設しておりますが、今後も様々な問題に対応できるよう充実させてまいります。また、人権問題の啓発につきましては、今後とも人権のまちづくり協会とともに効果的・効率的な方法で取り

組んでまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では、平成13年2月に男女共同参画のための藤井寺市行動計画「ふじいでら女性プラン」を策定しており、審議会等への女性参画につきましても、この計画に基づき比率30%の目標達成にむけて取り組みを行っているところです。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

ご要望の条例の制定につきましては幅広い市民の理解と認識が不可欠であることから、「ふじいでら女性プラン」に基づく諸施策を推進するなかで、まず市民と共に考え議論していく環境づくりに努めてまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの相談窓口として「人権悩みの相談室」を開設し、女性からの相談に対応しています。また、相談員には定期的にフォローアップ研修を受講させるほか、個別ケースへの対応の研究も行っております。今後も、セクハラやDV被害者の支援を推進してまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

本市の「ふじいでら女性プラン」では、就業と家族的責任の両立支援のため、育児休業制度や介護休業制度の普及促進に努めることとしております。このことから、育児休業法や介護休業のガイドラインを周知するとともに、制度についての啓発を推進し、男女労働者の育児休業や介護休業の取得の促進を図ってまいります。

8. 環境施策

- (1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。
- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。
- (1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。
- (1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(一括回答)

(1)①～③について、行政と市内の22事業所の参画で、環境負荷の少ない社会・環境にやさしいまちづくりのため、環境についての市民や会員事業所職員への啓発活動を、会員費及び藤井寺市環境問題研究会補助金を原資として行っております。

また、地球温暖化防止対策の一環の温室効果ガス削減の取り組みとして、公共の施設（市役所・体育館・図書館・保健センター）に「省エネ・ナビ」機器5台を設置しており、市民に省エネに関心をもっていただくよう啓発を行ってまいります。

環境学習の学校への出前講座を行うとともに、家庭での省エネ・ライフ、行政の環境負荷を低減するワーク・スタイルを推進し、地球温暖化防止対策事業として、情報媒体で啓発を行ってまいります。あわせて、市のすべての事務及び事業から発生する温室効果ガスを把握し、目標を設定して削減に努め、その結果を公表しております。（藤井寺市地球温暖化対策推進実行委員会）

- (2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。
- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講ずること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市において、これまでもごみの減量化・分別収集の徹底、リサイクルの促進にむけた施策を実施しておりますが、さらなるリサイクル率の向上をめざし、ごみ袋の透明化による資源層の推進や市域における新聞・雑誌・古布等などの資源ごみの地区回収をより一層推進し、事業系廃棄物においても、カン・ビンの分別排出をするよう排出事業者に啓発するなどしております。今後も、大阪府と連携してごみ減量化・リサイクル率向上の促進に努めます。

ごみ分別収集の細分化につきましては、今後も広報紙等を通じて啓発活動を行ってまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

不法投棄につきましては、不法投棄場所を所管している各関係機関とも連携し、警告文を投棄物に掲示するなどして対処しております。また、不法投棄が頻発している場所については、警察とも連携・協力して警告看板を設置し啓発活動に取り組んでおります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

大和川水環境協議会に参画し、大和川水系の水環境の把握、水質異常の未然防止、住民への啓発活動及び生活排水対策調査広報等を行います。また、「大和川・石川クリーン作戦」を実施し、市民との協働による啓発を行ってまいります。

河川・水路の水質把握（水質検査「基本検査：調査地点12地点排水頻度年6回、10項目」及び「健康項目：調査地点1地点、年2回、35項目」を実施）を行い、情報媒体の資料活用、健康に係る環境基準の把握及び環境学習と環境月間の水質啓発各事業の評価指標として活用してまいります。

6月の環境月間にちなんで小学校3校を訪問し、市内に生息するメダカと卵を産みつけるための水草等の資材を提供して当該学校にメダカの飼育を依頼し、繁殖したメダカを次年度の小学校に引き継ぐ「メダカの^{がっこう}楽校ネットワーク事業」を行っております（「メダカの^{がっこう}楽校ネットワーク事業」は、我々を取り巻く空気や水・動植物等を含む多様な概念である「環境」と、人間社会との相互考察や環境倫理についての学習の契機づくり事業です）。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定して

いる「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

本市の「地域防災計画」に基づき、災害発生時に災害対策動員である市職員に対して速やかに災害情報を発信し配備体制を迅速に確立するために、災害等情報の収集・発信機能の充実強化を目的として、配備職員への携帯メールによる防災情報の配信を配備いたしました。これにより、速やかに配備体制の確立を図るよう努めております。

災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備につきましては、市の緊急物資確保体制により食糧及び生活必需品の確保に関する災害時の市の備蓄目標量を決め、事態に備えた備蓄物資を確保しております。とりわけ高齢者や乳幼児等に配慮した品目を毎年見直し、耐用年数や賞味期限に考慮した必要数の確保備蓄に努めております。

また、地域防災の向上により防災意識の高揚を図るため、自主防災体制の整備に努めております。本市の区長会では、「自分たちの街は、自分たちで守る」という意識のもとに、「藤井寺市区長会自主防災会ネットワーク」を平成16年3月に発足し、地域住民を中心とした自主防災訓練を身近な地区単位で実施しております。この事業をサポートするため、市や消防本部・消防団等が自主防災組織の育成に努めてまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校の耐震化率を向上させるにあたって、計画的に事業を実施するため「第3次地震防災緊急事業5ヶ年計画」(平成18年～22年)に事業を精査して計上しております。

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

スポーツ施設へのAEDの設置につきましては、平成18年度に体育施設利用者の安全対策として体育館に設置を行っております。さらに平成20年度には、屋外体育施設であるスポーツセンターに設置してまいります。またこのほか、市役所・市民総合会館・中学校をはじめとする各公共施設についてもすでに設置を進めており、平成20年度には新たに各小学校への設置を行ってまいります。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

現在、大阪府下では農地の1割以上が遊休農地となっております。そこで農地の遊休化を防止する施策といたしまして、平成20年4月1日より「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」が施行されます。この条例のなかで農空間保全地域制度といたしまして、遊休農地対策の一例として、土地所有者の意向により担い手農家や農地をもたない府民への貸付を行い利用促進を図ることができる内容となっております。

本市の施策といたしましては、現在、市内遊休農地の解消や市民の農業体験に対するニーズに応える取り組みとして、市の補助団体である藤井寺市農研連絡協議会が貸農園の運営管理を行っております。

今後については、これらの施策によりまして遊休農地を利用し貸し農園へと活用できると考えております。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まりにつきましては、藤井寺駅周辺を違法駐車重点区域として、交通啓発員により違法駐車減少に努めるとともに駐車場への誘導活動を行っております。また、専用パーキングエリア等の設置につきましては、本市は狭隘な道路が多く困難であると考えております。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

平成15年に「藤井寺市交通バリアフリー基本構想」（藤井寺駅周辺）を作成し、藤井寺駅にエレベーター等を新設し、藤井寺駅周辺につきましても点字ブロックの設置を行っております。また、平成17年に土師ノ里・道明寺駅周辺につきましても「交通バリアフリー基本構想」を作成し、土師ノ里駅につきましてはエレベーターを設置する予定です。また土師ノ里駅周辺につきましても基本構想に基づき施策を進めてまいりたいと考えております。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設

置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

本市は狭隘な道路が多く、歩道についても自転車専用レーン設置については非常に困難な状況にありますので、その対策としましては、歩車共存道路として今後検討していきたいと考えております。また、歩車分離信号につきましては、市内の信号機について管理しております警察において、必要な箇所は順次歩車分離信号に切り替えております。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

市域鉄道3駅周辺道路等の自転車等の放置を防止し、歩行者の安全・都市景観の維持・生活環境の保全を図るため、放置自転車等対策を行ってまいります。

藤井寺駅南駐車場（収容駐車・駐輪規模：普通自動車132台、自転車・道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第1項第1号に定める原動機付自転車（以下「原動機付自転車」）で1,200台）及び土師ノ里駅前駐輪場（収容駐輪規模：自転車・原動機付自転車1,200台）の運営・管理に係る指定管理業務で、公衆の利便・住民サービス・環境・秩序ある交通体系の維持に努めてまいります。

藤井寺駅南駐車場は、藤井寺駅周辺の核となる公共駐車場で、商業施設等のアクセス確保、生活環境と都市機能維持、道路交通渋滞の緩和、さらにはパークアンドライドを担ってまいります。また、当該駐車場の自転車駐輪場は、藤井寺駅周辺の核となる公共駐輪場で、生活環境と都市機能維持、道路交通渋滞の緩和を担ってまいります。

土師ノ里駅前駐輪場は、土師ノ里駅周辺の公共駐輪場で、生活環境と都市機能維持、道路交通渋滞の緩和を担ってまいります。